平成２６年（フ）第１００号
千葉県山武市沖渡11番地80
債務者　佐藤　幸弘
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１０９号
千葉県旭市ニの1493番地
債務者　林　　隆二（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第８号
千葉県香取市大戸34番地57　２―202
債務者　中込　昭男
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２６年（フ）第２０１号
高知市石立町20番地１　第１高野コーポ101号
債務者　伊東　倫弘
1　決定年月日時　平成26年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２０７号
高知市春野町平和127番地
債務者　大石恵利子
1　決定年月日時　平成26年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９６１号
札幌市南区常盤２条１丁目12番12号　トキワビレッジ10号
債務者　西塚　宗太
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０２７号
札幌市中央区宮の森２条４丁目２番28号　メゾンおの７号
債務者　吉田千代子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０５２号
北海道石狩市花川北４条３丁目４番地１　道営住宅Ｄ13―203
債務者　米本真粧美
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０８３号
札幌市北区篠路３条８丁目２番12―201号
債務者　中村　房枝
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０８４号
札幌市北区篠路３条８丁目２番12―201号
債務者　中村　美友
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０９８号
札幌市厚別区厚別南２丁目32番14号　コーポ島竹205号
債務者　佐藤　公紀
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１０２号
札幌市中央区南７条西26丁目３番15号　プリメーラ南円山202号
債務者　武田由紀子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８８号
盛岡市西仙北１丁目37番６―503号
債務者　下屋敷雅子
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３６号
山形県酒田市堤町１番17号、前住所山形県酒田市若竹町２丁目15番12号　小野アパート２号
債務者　阿部ユウ子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第５０６号
千葉県市原市五井2151番地６　新田ハイツＡ203号
債務者　笠原　國秋
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５１２号
千葉市緑区おゆみ野中央７丁目15番地１　リバーストーンＢ棟202号
債務者　高島　繁吉
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５１３号
千葉市緑区おゆみ野中央７丁目15番地１　リバーストーンＢ棟202号
債務者　高島八千代
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係